

武蔵村山市企業誘致条例に基づく事業所の新設及び増設の判断基準

本市の企業誘致条例は、事業所の新設又は増設をすることにより、奨励措置を受けることができる。しかしながら、事業所の新設及び増設については、様々なケースが想定されるため、その判断基準を示すものである。

なお、各ケースに当てはまらない場合は、類似のケースを参考として判断する。

【武蔵村山市企業誘致条例における事業所の新設及び増設の定義】

○ 新設

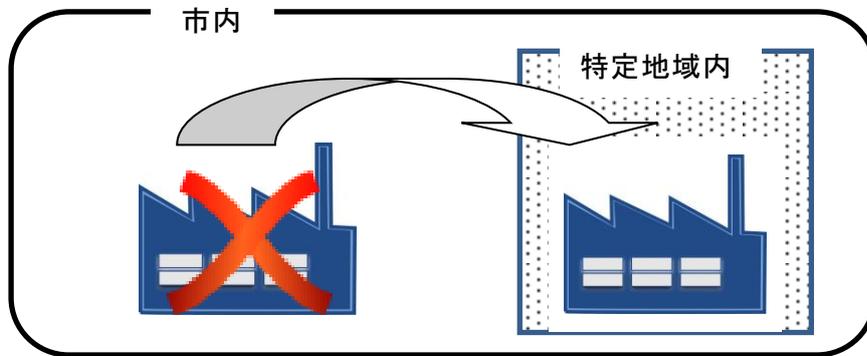
企業が特定地域（市内の工業地域）内に新たに事業所を設置することをいう。

○ 増設

特定地域（市内の工業地域）内に事業所を有する企業が当該事業所の敷地内又は当該敷地に隣接する土地（特定地域内の土地に限る。）に事業所を設置することをいう。

● ケース 1

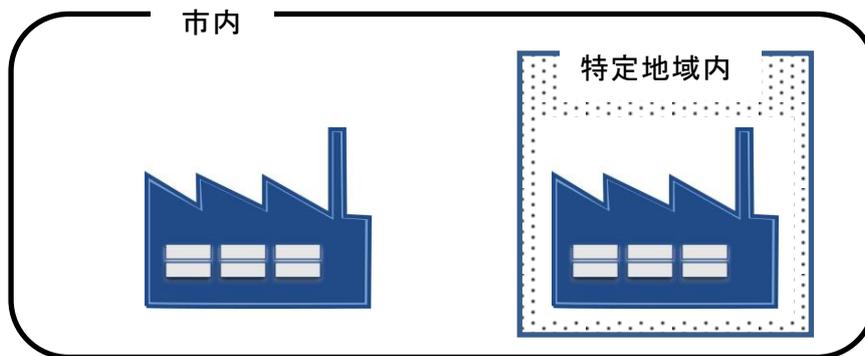
市内の特定地域外に事業所を有する企業A【製造業】が、特定地域内に新たに事業用地（用地面積 500 m²以上）を取得（賃借）し事業所を設置し、特定地域外の事業所を取壊したケース。



【判断基準】 事業所の新設となる。

● ケース 2

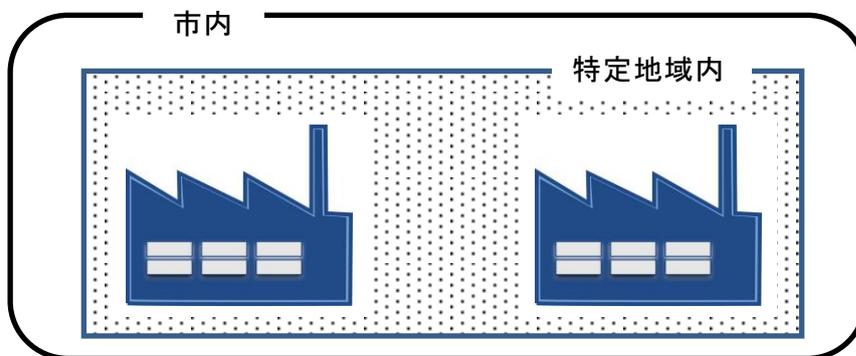
市内の特定地域外に事業所を有する企業A【製造業】が、特定地域内に新たに事業用地（用地面積 500 m²以上）を取得（賃借）し事業所を設置し、特定地域外の事業所も存続するケース。



【判断基準】 事業所の新設となる。

● ケース 3

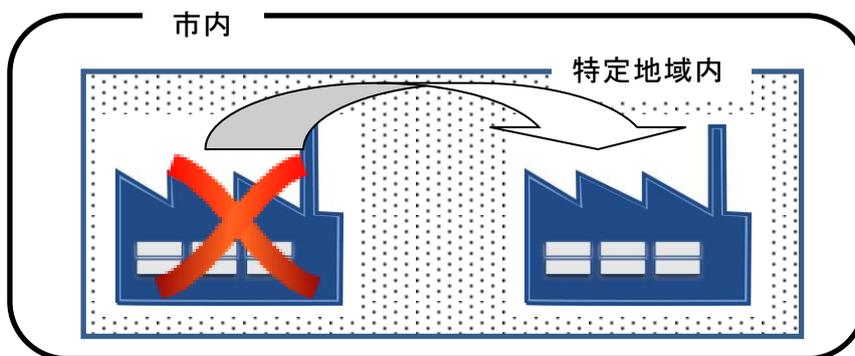
市内の特定地域内に事業所を有する企業A【製造業】が、特定地域内に新たに事業用地（隣接地以外）を取得（賃借）し事業所を設置し、特定地域内の事業所も存続するケース。



【判断基準】 事業所の新設となる。

● ケース 4

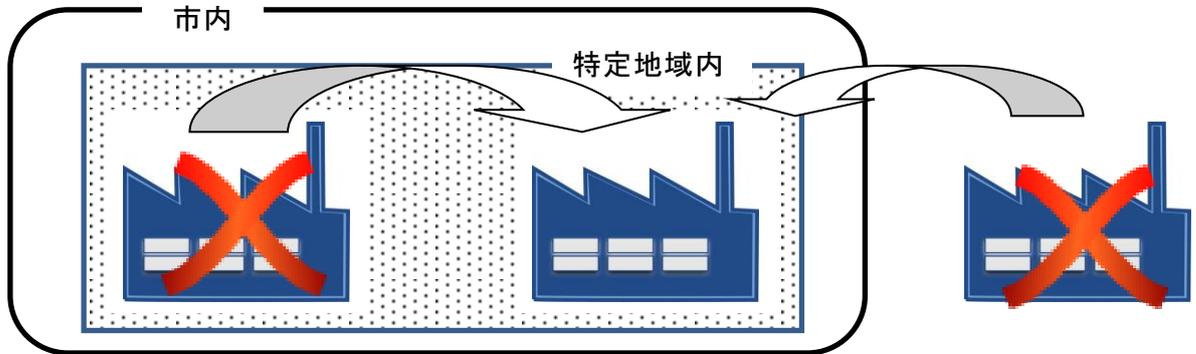
市内の特定地域内に事業所を有する企業A【製造業】が、特定地域内に新たに事業用地（取壊す事業所の隣接地以外の土地）を取得（賃借）し事業所を設置し、特定地域内の既存事業所は取壊すケース。



【判断基準】 同規模の事業所を設置する場合は、単なる事業所の改築とみなし、新設又は増設のいずれにも当たらない。ただし、新たな事業所の延べ床面積が、既存事業所より大きい場合は、事業所の新設となる。

● ケース 5

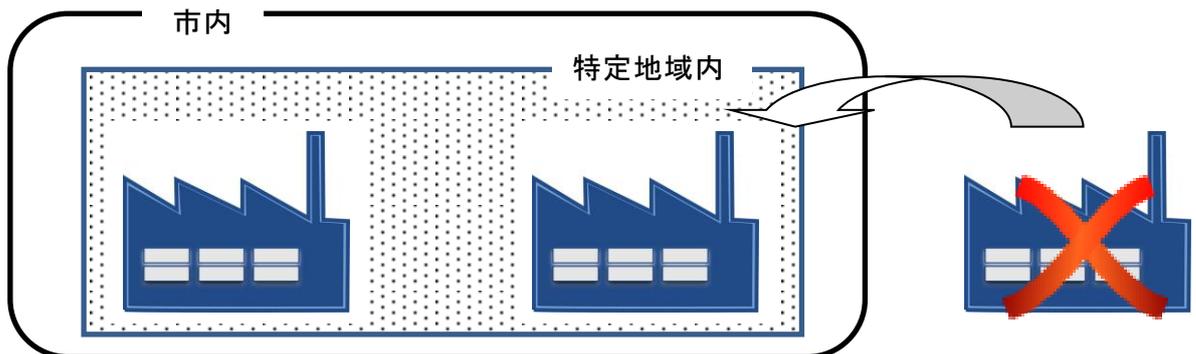
市外及び特定地域内に事業所を有する企業A【製造業】が、特定地域内に事業用地（取壊す事業所の隣接地以外の土地）を取得（賃借）し事業所を設置し、市外及び市内の事業所を取壊すケース。



【判断基準】 取壊す市内事業所と同規模の事業所を設置する場合は、単なる事業所の改築とみなし、新設又は増設のいずれにも当たらない。ただし、新たな事業所の延べ床面積が、取壊す市内事業所より大きい場合は、事業所の新設となる。

● ケース 6

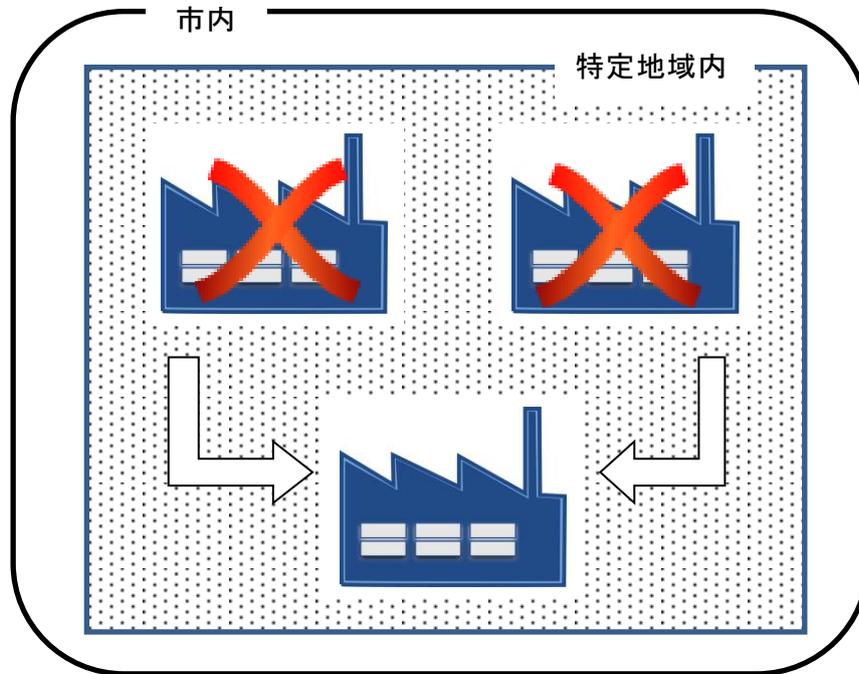
市外及び特定地域内に事業所を有する企業A【製造業】が、特定地域内に事業用地（既存事業所の隣接地以外の土地）を取得（賃借）し事業所を設置し、市外の事業所を取壊すケース。



【判断基準】 事業所の新設となる。

● ケース 7

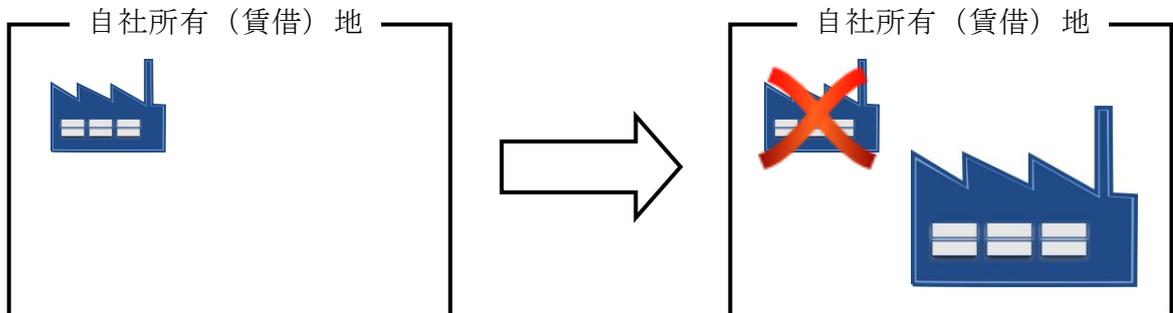
特定地域内に2つの事業所を有する企業A【製造業】が、特定地域内に事業用地（取壊す既存事業所の隣接地以外の土地）を取得（賃借）し事業所を設置し、既存の二つの事業所を取壊すケース。



【判断基準】 新たな事業所の延べ床面積が、取壊す市内2事業所の合計延べ床面積と同規模の場合は、単なる事業所の改築とみなし、新設又は増設のいずれにも当たらない。ただし、新たな事業所の延べ床面積が、取壊す市内2事業所の合計延べ床面積より大きい場合は、事業所の新設となる。

● ケース 8

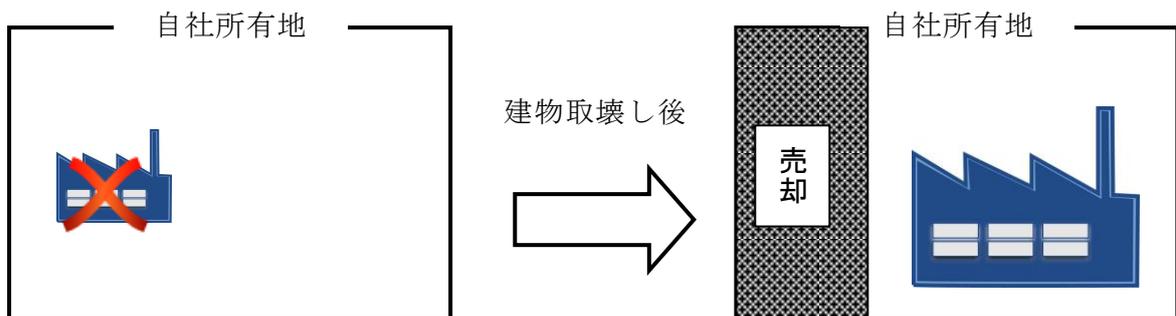
特定地域内に事業所を有する企業A【製造業】が、所有（賃借）する土地に新たに事業所を設置し、新たな事業所が設置された後に、既存の事業所を取壊すケース。



【判断基準】 新たな事業所の延べ床面積が、取壊す事業所の延べ床面積と同規模の場合は、単なる事業所の改築とみなし、新設又は増設のいずれにも当たらない。ただし、新たな事業所の延べ床面積が、取壊す事業所より大きい場合は、事業所の増設となる。

● ケース 9

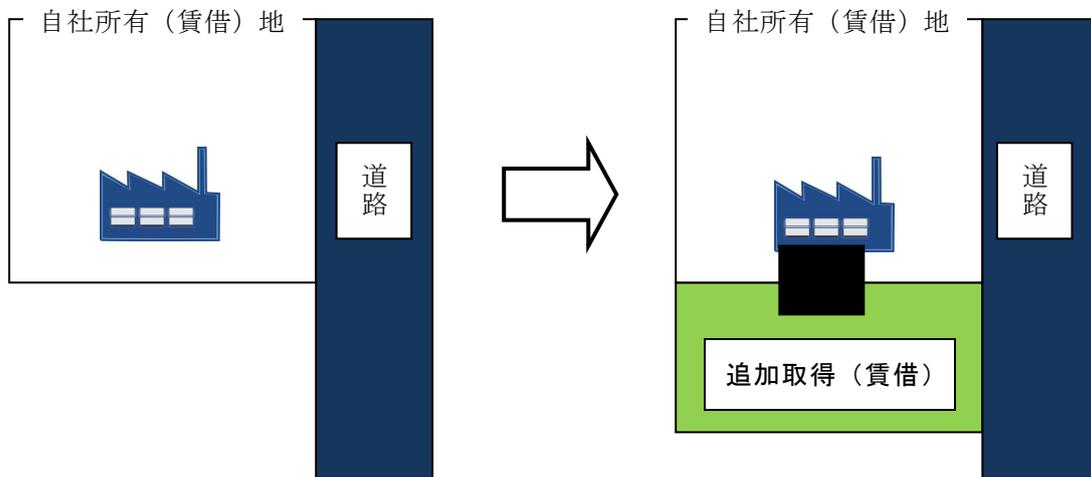
特定地域内に事業所を有する企業A【製造業】が、既存の事業所を取壊し、その後所有する土地の一部を売却し、残った土地に事業所を設置するケース。



【判断基準】 新たな事業所の延べ床面積が、取壊した事業所の延べ床面積と同規模の場合は、単なる事業所の改築とみなし、新設又は増設のいずれにも当たらない。ただし、新たな事業所の延べ床面積が、取壊した事業所より大きい場合は、事業所の増設となる。

● ケース 10

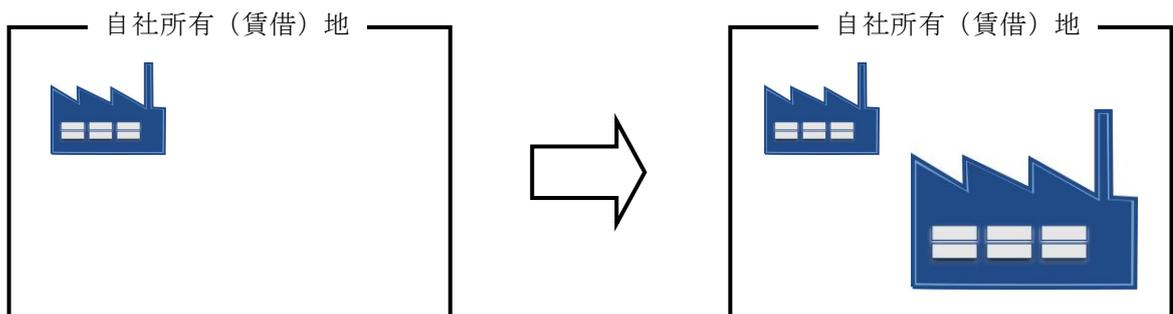
特定地域内に事業所を有する企業A【製造業】が、隣接地を追加取得（賃借）し、建物を増築するケース。



【判断基準】 事業所の増設となる。

● ケース 11

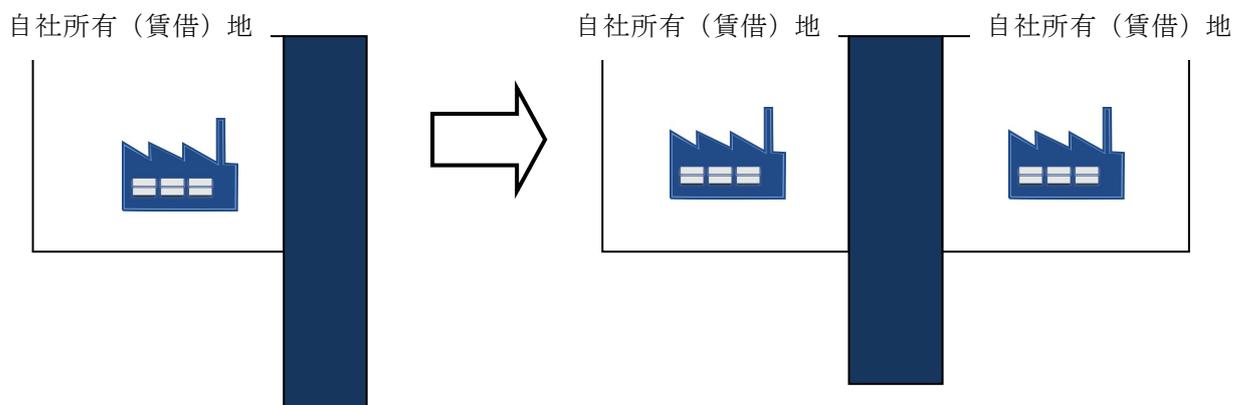
特定地域内に事業所を有する企業A【製造業】が、所有（賃借）する土地に新たに事業所を設置するケース。



【判断基準】 事業所の増設となる。

● ケース 1 2

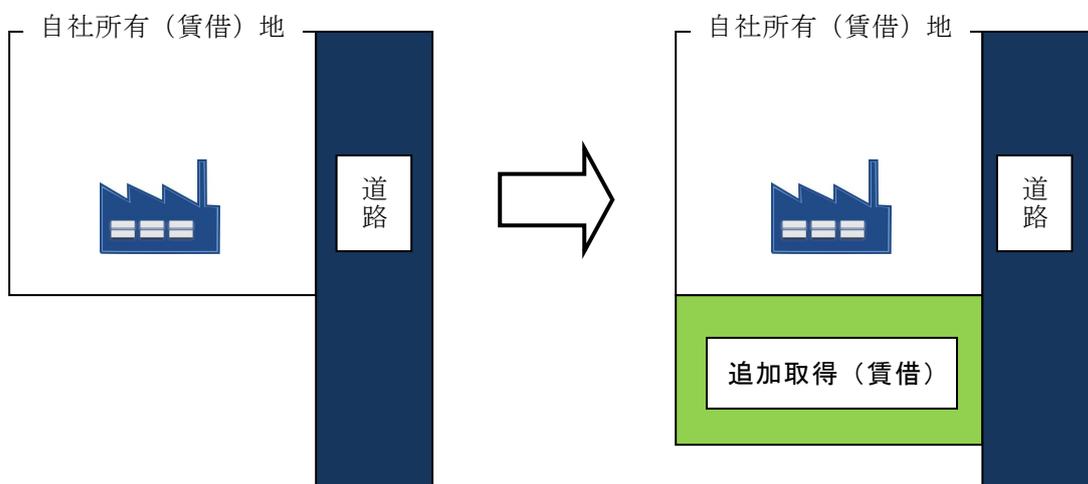
特定地域内に事業所を有する企業A【製造業】が、道路を挟んだ別の土地を購入（賃借）し新たに事業所を設置するケース。



【判断基準】 事業所の新設となる。

● ケース 1 3

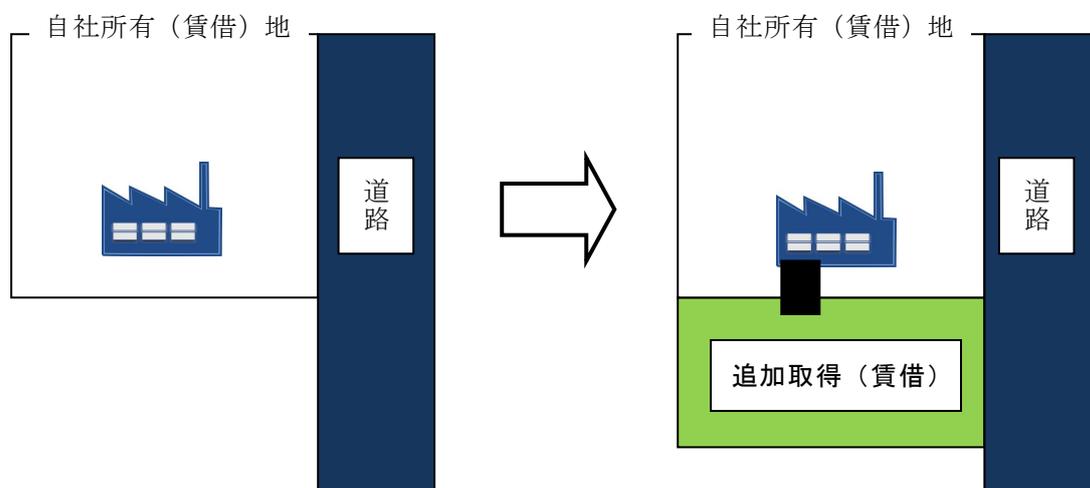
特定地域内に事業所を有する企業A【製造業】が、隣接地を追加取得（賃借）したが、建物は増築しないケース。



【判断基準】 事業用建物に変化がないため、事業所の新設又は増設のいずれにも当たらない。

● ケース 14

特定地域内に事業所を有する企業A【製造業】が、隣接地を追加取得（賃借）したが、建物を小規模（50 m²程度）増築するケース。



【判断基準】 事業所の延べ床面積が、増設の指定要件を満たさない（延べ床面積 200 m²以上）ため、投下固定資産額で増設の判断をする。